

**年金を受給している65歳以上の方の特別徴収制度について**

平成25年4月1日現在、65歳以上の方で、年金の所得に対して市民税・県民税が課税される場合、年金からの特別徴収制度(年金支給額から市民税・県民税を天引きして納付する制度)により、市民税・県民税を納付していただくこととなります。

この制度は地方税法第321条7の2の規定に基づいて実施されており、個人の選択による徴収方法の変更はできません。

なお、この制度はあくまでも徴収方法を変更するものであり、市民税・県民税の計算方法が変更になつたわけではありません。

**●特別徴収の対象者**

- ・前年中に公的年金の支払いを受け、かつ4月1日に公的年金などの支払いを受けている方
- ・4月1日現在、65歳以上の方
- ・遺族年金、障害者年金以外の老齢基礎年金などの支給年額が18万円以上の方
- ・市の行う介護保険の保険料が年金から特別徴収(天引き)されている方

料が年金から特別徴収(天引き)されている方

**●特別徴収の対象年金**

老齢または退職を支給事由とする公的年金

**●特別徴収される税額**

公的年金所得にかかる所得割額と均等割額

※給与所得や農業所得などの公的年金以外の所得がある場合は、その分にかかる税額は除かれます。

**●税額などの通知**

年金から特別徴収される金額は、送付される「平成25年度市民税・県民税税額決定・納税通知書」をご確認ください。

**●特別徴収の方法**

○特別徴収開始1年目の方  
(昭和22年4月2日から昭和23年4月1日生まれの方)  
年金の前半と後半で徴収方法が異なります。

【前半】年金にかかる年税額の半分を2回に分けて、6月、8月に普通徴収(市役所または金融機関などで納付書により納める方法)により納付。

【後半】残った年税額を3回に分けて、10月、12月、2月に支給される公的年金から特別徴収。

○特別徴収2年目以降の方

(昭和22年4月1日以前生まれの方)

年6回の公的年金等支給時に特別徴収となりますが、前半の3回は仮特別徴収税額の徴収となります。

【前半】平成24年10月から翌年3月の間に特別徴収で天引きされた額に相当する額を3回に分けて、4月、6月、8月に支給される公的年金から特別徴収。

【後半】平成25年分年税額から仮特別徴収税額を差し引いた残りの税額を3回に分けて、10月、12月、2月に支給される公的年金から特別徴収。

**●年金特別徴収の停止**

次のいずれかに該当する場合、年金からの特別徴収は停止となります。

- ・特別徴収対象年金の給付を受けなくなった場合
- ・対象者が転出、死亡した場合
- ・市の行う介護保険の特別徴収被保険者でなくなった場合
- ・年度途中で公的年金などにかかる所得から算出される市民税・県民税額が変更となった場合
- ※年金からの特別徴収が停止され、市民税・県民税

**特別徴収方法例**

**●特別徴収開始1年目の方**

公的年金所得にかかる年税額が60,000円の場合

| 期別および支給月 | 年税額の1/2を普通徴収 |         | 年税額の1/2を年金支給額から特別徴収 |              |             |
|----------|--------------|---------|---------------------|--------------|-------------|
|          | 1期(6月)       | 2期(8月)  | 公的年金(10月支給分)        | 公的年金(12月支給分) | 公的年金(2月支給分) |
| 年税額      | 15,000円      | 15,000円 | 10,000円             | 10,000円      | 10,000円     |
| 算出方法     | 年税額の1/4      | 年税額の1/4 | 年税額の1/6             | 年税額の1/6      | 年税額の1/6     |

**●特別徴収開始2年目以降の方**

公的年金所得にかかる年税額が63,000円の場合

| 年金支給月 | 仮特別徴収税額を特別徴収 |         |         | 年税額から仮特別徴収税額を差し引いた額を特別徴収                                    |         |         |
|-------|--------------|---------|---------|---|---------|---------|
|       | 4月           | 6月      | 8月      | 10月   | 12月     | 2月      |
| 年税額   | 10,000円      | 10,000円 | 10,000円 | 11,000円   | 11,000円 | 11,000円 |
| 算出方法  | 前年度の特別徴収額    |         |         | 10月以降は、年税額(63,000円)から仮特別徴収税額(30,000円)を差し引いた額(33,000円)を3回で徴収 |         |         |

の未納額が生じた場合は普通徴収に切り替わり、市から納付書が送付されます。お手元に届きました納付書で納付をお願いします。

**問**

税務課 (23)8725

**B** 1階

1階

※不明な点は左記までお問い合わせください。

特集

トピックス

健康  
おわたわら塾

子育て

健康・福祉

くらし

年金・国保

教養・文化

教育

スポーツ

税

産業

イベント

地域の